

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

守谷市立けやき台中学校

1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の心や体を深く傷付ける、重大な人権侵害行為である。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、かつ他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を生徒に徹底させ、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応、及び解消に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 生徒に寄り添い、一緒に活動する教師
- (2) 生徒の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- (3) 常に生徒の身になって考えようとする教師
- (4) 生徒の努力を認め、励ましの言葉をかける教師
- (5) 日頃から人権を尊重したことばづかいに心がける教師
- (6) 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、ひと言添える教師
- (7) ささいな兆候でもいじめを軽視せず積極的に関わる教師
- (8) 発達障害の特性を理解し、その生徒と周囲の生徒への十分な配慮や支援のできる教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

- (ア) 「いじめはどの学校・どの生徒にも起こりうること。」という基本認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」生徒の育成に学校全体で取り組む。また、いじめが起きにくい風土をつくる。
- (イ) ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを直ちに共有化し、組織で対応する。
- (ウ) 一人一人が認められ、相手を思いやる支持的な学級づくりに取り組むと共に分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感を味わわせる。
- (エ) 道徳教育及びボランティア活動等、体験活動の充実を図り、豊かな情操や

道徳心を養い、互いに心が通い合える人間関係形成能力を高める。

- (オ) 「いじめ撲滅のための活動」や「市いじめ防止きらめきフォーラムに向けた集会」等、生徒自身がいじめ防止に対して、自主的に取り組めるよう、生徒会活動を支援する。
- (カ) いじめ防止に関する理解を深めるため、日頃から人権尊重啓発活動を推進し、人権作文・人権標語等を活用した人権集会を実施する。
- (キ) 各種便り等で、スクールカウンセラーの来校日及びいじめに関する相談機関を周知する。
- (ク) 文部科学省から提示された「いじめの事例19項目」に該当するいじめが発生した場合、管理職の判断のもと、原則警察へ連絡をする。

学校で起こり得る犯罪行為19事例（文部科学省.2023.2.7）

【刑法】

- ①ゲームや悪ふざけと称して、同級生を繰り返し殴ったり蹴ったりする【暴行】
- ②無理やりズボンを脱がす【暴行】
- ③ハサミやカッターなどの刃物で切りつけてけがをさせる【傷害】
- ④断れば危害を加えると脅し、体を触る【強制わいせつ】
- ⑤断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる【恐喝】
- ⑥断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる【恐喝】
- ⑦靴や体操服、教科書などの所持品を盗む【窃盗】
- ⑧財布から現金を盗む【窃盗】
- ⑨自転車を壊す【器物損壊】
- ⑩制服をカッターで切り裂く【器物損壊】
- ⑪度胸試しやゲームに称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる【強要】
- ⑫本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す【脅迫】
- ⑬特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く【名誉毀損、侮辱】
- ⑭「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺してしまった【自殺関与】

【児童買春・児童ポルノ禁止法違反】

- ⑮スマートフォンで裸や下着姿など写真・動画を撮影して送るように指示し、自己のスマートフォンに送らせる
- ⑯裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する
- ⑰同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する
- ⑱友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォンに保存している

【リベンジポルノ被害防止法違反】

- ⑲元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する

イ いじめの早期発見の措置

(ア) 日常生活から問題状況を把握

いじめが疑われる行為や情報をとらえた場合は、教職員間で連携をとりながら、情報収集を行い、いじめを受けていると思われる生徒へ慎重に声かけや面談を行う。また、その状況を管理職まで共有する。

(イ) いじめ調査の定期的な実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒対象のいじめを含む学校生活いじめアンケート調査 毎月1週目
- ②保護者対象のいじめを含む学校生活アンケート調査 年1回(11月)
- ③教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年2回(6月・11月)

(ウ) いじめ相談体制の整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置等、相談体制を整備する。

(エ) いじめ防止等のための研修の充実

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する対応についての職員の資質向上を図る。

- ・スクールカウンセラーなどを活用した教育相談にかかる研修
- ・教育委員会等と連携した教職員研修 等

ウ 携帯電話やインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

携帯電話やインターネットを通じて送信された情報の流通性や発信者の匿名性利用の依存症等の特性を生徒や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教室を定期的に実施する。

エ 学校外の相談窓口の周知

(ア) 生徒保護者等がいじめ問題について相談できる文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」や「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の周知に努める。

(イ) 守谷市総合教育支援センターにおける教育相談事業及びその事業及びその事業を通じた支援内容の周知に努める。

(ウ) 守谷市適応指導教室(「はばたき」)事業及びその事業を通じた支援内容の周知に努める。

(エ) 各種スクールカウンセラー事業やスクールソーシャルワーカー事業及びそれらの事業を通じた支援内容の周知に努める。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止対策に向けた組織「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学校運営協力員、守谷市総合教育支援センターいじめ対策指導員、スクールソーシャルワーカー

その他校長の判断により、必要に応じて人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる

<活動>

- ①いじめ防止に関する体制整備及び取組に関すること。
- ②いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ③いじめ事案(受けた者・行った者)に対する対応に関すること。
- ④関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。
- ⑤その他いじめ防止に係わること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<議事録>

いじめ問題対策委員会の議事録を作成し、全職員で共有する。いじめ報告と共に市教育委員会指導課に提出する。

(3) いじめ発生時の措置

ア いじめに係る相談を受けたり、いじめ行為の疑いが発覚したりした場合は、いじめられている生徒や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。

イ 学級担任が一人で抱え込むことがないように、「いじめ対策本部」を設置し、「いじめ対策会議」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。

ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と保護、いじめを行った生徒への指導やその保護者への助言を継続的に行う。

エ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。

オ いじめの関係(被害・加害)者間における不要な争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

カ いじめた生徒に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。

キ 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。

ク いじめの解消については「いじめにかかる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続」し「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の状態であることを、「生徒」と「保護者」に面接等で確認する。その対応を受け、いじめ対策会議で「解消」と判断する。

ケ いじめが解消後も、日常的に注意深く観察を継続する。

(4) 重大事態発生時の対処

生徒が自殺を企画したり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、守谷市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。

(5) 記録及び保存について

いじめに関する、アンケートや記録文章等は、5年間保存する。

H29. 3.16 文科初第1648

『「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について』に基づく見直し（平成29年12月21日）

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年4月1日より施行）

H30.8 『「不登校重大事態の調査に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の再確認に基づく見直し（平成30年9月3日より施行）

R1.7 茨城県いじめの重大事態対応マニュアル及び守谷市いじめ防止基本方針改定に基づく見直し
(令和元年度8月より施行)

いじめの初期対応の流れ

図1

